

◎ 宮古島市立城辺小学校いじめ防止基本方針

令和 2 年 2 月策定

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお起こった場所は学校の内外を問わない。

（平成 25 年いじめ防止対策推進法第 7 1 号）

上記の考え方のもと、本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関心ですむ児童はいない。」という基本的認識にたち、全校で児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の 5 つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、該当児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

② 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

ア 職員会での情報交換及び共通理解

随時、全職員で気になる児童や支援を必要とする児童の情報の交換を行い、共通理解を図って、共通行動についての話し合いを行う。

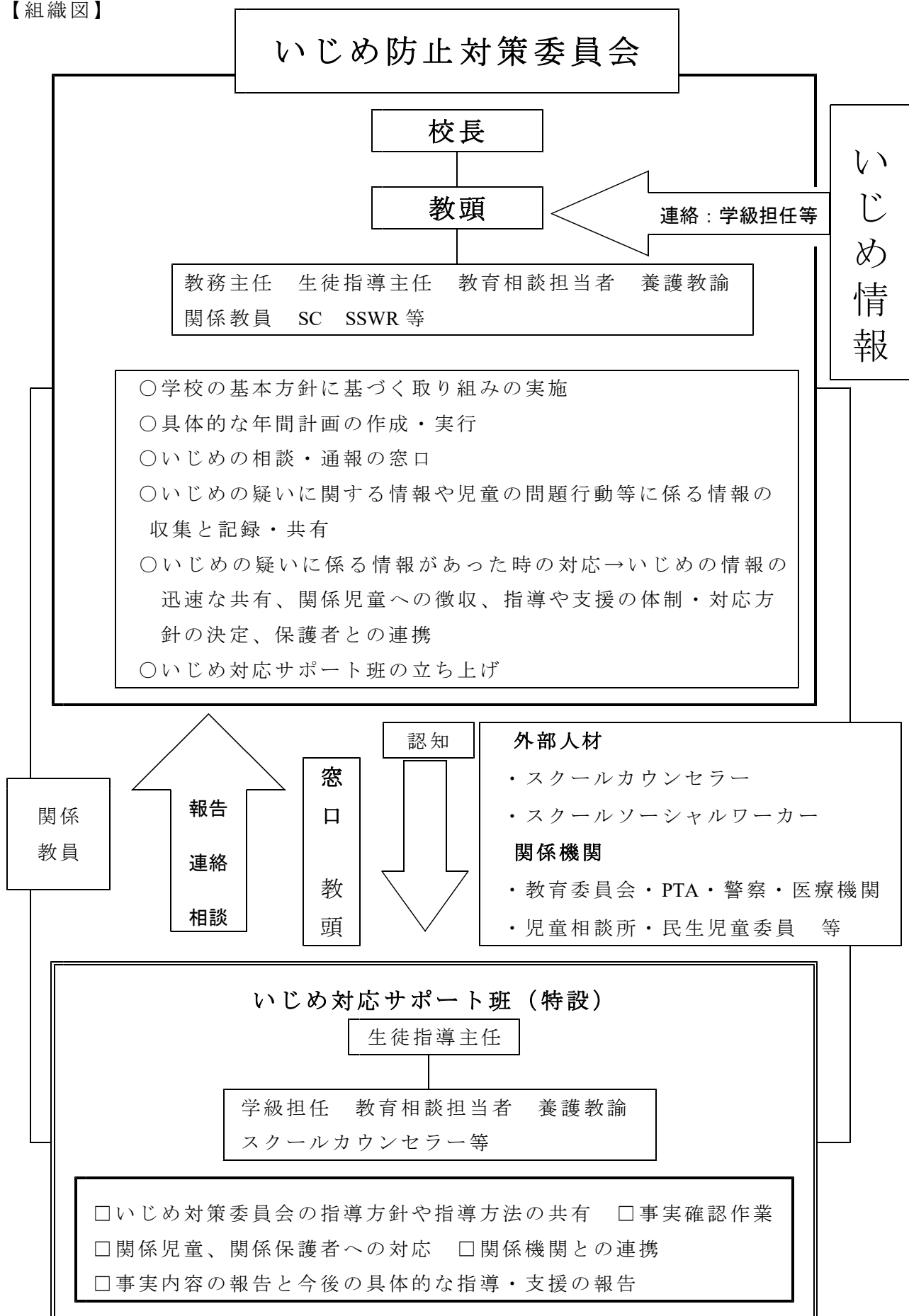
イ 生徒指導委員会

- 構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係職員等とする。
- 毎月 1 回問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換を行い共通理解を図って、共通実践に移す。なお、生徒指導の厳しい問題等については、必要に応じて委員会を開催する。

ウ いじめ防止対策委員会

- 構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、関係職員、S C、S S W r 等とする。
- いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、必要に応じて委員会を開催する。

【組織図】



③ いじめ未然防止のための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな活動を通して、児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりを学校全体で取り組まなければならない。

そのために、教師一人一人が、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

また、保護者や地域に対しては、いじめ未然防止のための学校の取組を周知するとともに、一体となって取り組むことに努める。

【学校として】

① 学級経営の充実

- 朝の会を充実させ、コミュニケーションスキルを身に付けさせる。
- 毎月「いじめアンケート」「学校生活アンケート」実施し、実態把握に努める。
- 朝の健康観察や日常の児童の様子を注意深く観察する。

② 授業の工夫・改善

「分かった・できた」授業の実践に努め、児童一人一人に充実感・成就感を味わわせる。

③ 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 道徳の授業を通して、かけがえのない命を大切にしようとする心情を育てる。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、思いやりの心を育てる。

④ 特別活動の充実

- 仲良しグループの活動（「野菜作り」「収穫祭」等の体験活動）を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- 学級活動の話し合い活動で、学級の問題点や解決策を子ども達自身で考えさせる。
- 「平和集会」「エイズ集会」などを通して、人権について考えるさせる。
- 地域行事や奉仕活動に参加する。

⑤ 教育相談の充実

- 年2回全ての児童を対象に教育相談週間を設ける。（6月・11月）

⑥ インターネット等を通じて行われるいじめについて

- インターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にインターネットの危険やモラルについて指導する。

【教師として】

- ① 日常的に、いじめについての問題に触れ、「いじめは、人間として絶対に許されない」との信念を持っていることを、さまざまな場面において児童に示す。
- ② いじめを見て見ぬふりをすることは、「観衆（はやしたり、おもしろがっているいじめの強化児童）」「傍観者（見て見ぬふりのいじめ支持児童）」の存在に等しいことや、いじめを見たらやめさせたり、先生や他の友達に知らせたりする行動をと

ることの大切さを分からせる。

- ③ 不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることのないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ④ いじめについての理解（構造・発見法・対処法）を深める。
- ⑤ 児童や保護者からの相談には、親身になって聞こうとする姿勢を持つ。
- ⑥ 一人で抱え込まず管理職への報告や協力を求め、組織的な対応を心がける。

【保護者に対して】

- ① 子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ② 携帯電話やインターネットを使うルールづくりを促す。
- ③ 家庭訪問や個人面談・学級懇談会等で連携を深める。

④ いじめ早期発見のための取組

【学校として】

- ① 毎月「いじめアンケート」「学校生活アンケート」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ早期発見に努める。
- ② 保護者や地域、関係機関と連携して、いじめ早期発見に努める。
 - 児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。
 - 保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速で誠実な対応に努める。
 - 必要に応じて、教育委員会や中学校、児童家庭課などの関係機関と連携して、いじめ早期発見に努める。

【教師として】

- ① 「いじめはどの学級でも、どの児童でも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全教職員で児童を見守り、日常的な観察を丁寧に行う。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には、毎週実施している職員朝会で気になる児童の情報を共有し、全ての職員で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の有無を確かめる。
解決すべき問題がある場合には、個別に面談し当該児童の悩みを聞き、問題の早期解決に努める。

【保護者に対して】

- ① 子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。

⑤ いじめに対する早期対応

【学校として】

- ① 全職員が一致団結して、問題の解決にあたる。

②保護者や地域、関係機関と連携して、いじめ早期解決に努める。

【教師として】

- ①いじめに関する相談を受けた問題を発見した時は、抱え込むことなく、校長を中心に全ての職員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
- ③観衆・傍観者の立場にいる児童に対しても、いじているのと同様であるということ指導する。
- ④学校内だけでなく、関係機関や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やＳＣ、ＳＳＷｒと連携を取りながら指導にあたる。
- ⑥いじめの理由や背景を突き止め、根本的な解決を図る。いじめられた児童は、もちろん、いじめた児童のストレスについても解決を図る。

【保護者に対して】

- ①いじめ問題が起きた時には、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や交友関係について、情報を集めて指導に生かすようにする。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題の相談窓口の利用も促す。

⑥ 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ②いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。（年間３０日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）
- ③児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申し立てがあった場合。

(2) 重大事態への対処

- ①校長が、重大事態が発生した旨を、教育委員会へ速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめをうけた児童・保護者に対し、事実関係、その他必要な情報を適切に提供する。